明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（二九）　四
○著作権法の一部を改正する法律（三〇）　二〇
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（三一）　二五
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（三二）　二七
〔政　令〕
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七〇）　三
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委二〇）　三
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示（法務・厚生労働一二）　三三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一八八）　三四
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二三三）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三八
特殊法人等
阪神高速道路株式会社工事完了、平成三十年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、企業年金基金設立関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　九
会社その他
会社決算公告　九

本号で公布された法令のあらまし

◇商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（法律第二九号）（法務省）

一　商法の一部改正関係

1　運送営業

(一)　総則

この法律における「運送人」、「陸上運送」、「海上運送」及び「航空運送」の意義について定めることとした。（第五六九条関係）

(二)　物品運送

(1)　物品運送契約の定義、危険物に関する通知義務、運送賃、複合運送人の責任、運送人の不法行為責任及び運送人の被用者の不法行為責任に関する規定を設けるとともに、送り状の交付義務、運送人の留置権、運送人の責任、高価品の特則、相次運送人の権利義務、荷受人の権利義務、運送品の供託及び競売並びに運送人の責任の消滅等に関する規定を改めることとした。（第五七〇条～五七二条、第五七三条第一項、第五七四条、第五七五条、第五七七条第二項、第五七八条、第五七九条第四項、第五八一条第一項及び第二項、第五八二条、第五八三条、第五八四条第一項及び第三項、第五八五条、第五八七条並びに第五八八条関係）

(2)　貨物引換証に関する規定を削除することとした。（旧第五七一条～旧第五七五条及び旧第五八四条関係）

(三)　旅客運送

(1)　旅客運送契約の定義及び旅客運送契約における特約禁止に関する規定を設けるとともに、引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任及び運送人の債権の消滅時効に関する規定を改めることとした。（第五八九条、第五九一条、第五九三条及び第五九四条関係）

(2)　運送人の損害賠償の額の算定に関する規定を削除することとした。（旧第五九〇条第二項関係）

2　海商

(一)　船舶

定期傭船契約に関する規定を設けるとともに、船舶の所有及び船舶賃貸借に関する規定を改めることとした。（第六八九条、第六九一条、第六九六条第二項、第六九七条第四項、第六九九条第二項、第七〇二条及び第七〇四条～第七〇七条関係）

(二)　船長

船長の責任、船長の職務及び船長の権限に関する規定を改めることとした。（第七〇八条第一項、第七〇九条及び第七一四条関係）

(三)　海上物品運送に関する特則

複合運送証券及び海上運送状に関する規定を設けるとともに、個品運送、航海傭船及び船荷証券に関する規定を改めることとした。（第七三七条、第七三九条、第七四一条第一項、第七四二条、第七四三条、第七四五条、第七四七条、第七四八条第一項及び第二項、第七五二条第二項、第七五三条第一項及び第三項、第七五五条～第七六〇条、第七六七条第一項、第七六九条及び第七七〇条関係）

(四)　海上旅客運送

海上旅客運送に関する規定を削除することとした。（旧第七七七条～旧第七八七条関係）

(五)　船舶の衝突

(1)　船舶所有者間の責任の分担及び船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効に関する規定を改めるとともに、船舶の衝突に関する規定は、船舶の準衝突について準用することとした。（第七八八条～第七九〇条関係）

(2)　船舶の衝突又は準衝突に関する規定は、船舶と非航海船との事故について準用することとした。（第七九一条関係）